

公認会計士・監査審査会の 最近のモニタリング活動について ～「令和4年版モニタリングレポート」のポイント～

公認会計士・監査審査会事務局 審査検査課 課長補佐 西澤 和敏 (にしざわ かずとし)

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という）は、監査及び会計の専門家はもとより市場関係者及び学生や社会人など一般の方々に対しても、監査事務所（公認会計士事務所又は監査法人をいう）の状況等について分かりやすい形で情報提供するとの観点から、平成28年以降、年次で監査事務所に関する「モニタリングレポート」を公表している。

今般、監査事務所や被監査会社の概況に関するデータ更新のほか、審査会のモニタリング活動を通じて入手した最新の情報を追加するなど、審査会の令和3事務年度のモニタリングの成果等を盛り込んだ「令和4年版モニタリングレポート」（以下「本レポート」という）を取りまとめ、本年7月15日に公表したところである。本レポートには、監査役等が、会計監査人との連携、会計監査人の評価や選任等をする際の有用な情報が多く含まれており、参考になれば幸いである。

本レポートの概要

本レポートは、「Ⅰ. 監査業界の概観」、「Ⅱ. 審査会によるモニタリング」、「Ⅲ. 監査事務所の運営状況」及び「Ⅳ. 監査をめぐる環境変化への対応」の4部により構成されている。本稿では、各部の主なポイントを紹介するが、紙幅の関係で紹介しきれなかった部分もあり、ぜひ、審査会ウェブサイトに掲載している本レポート全文（カラー図版）をお読みいただければ幸いである。

（注）「モニタリング」とは、検査と検査以外のモニタリングの両方を包含している。検査以外のモニタリングとは、監査事務所に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。また「事務年度」とは、7月から翌年6月までの1年間を指している。

Ⅰ. 監査業界の概観

公認会計士、監査事務所、被監査会社等の状況を記載するなど監査業界の全体

像を俯瞰している。

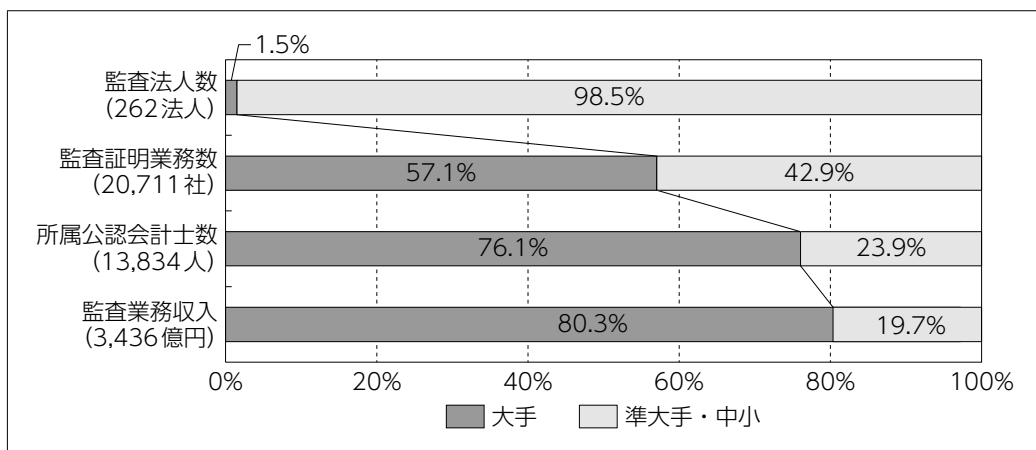
上場会社などに対する金融商品取引法（以下「金商法」という）又は会社法に基づく監査については、そのほとんどが監査法人により行われているが、引き続き大手監査法人への集中が特徴としてみられる。

監査法人に所属している公認会計士の

うち約8割が大手監査法人に所属しており、監査証明業務数では全体の約6割、監査業務収入では約8割のシェアとなっている（図表1）。

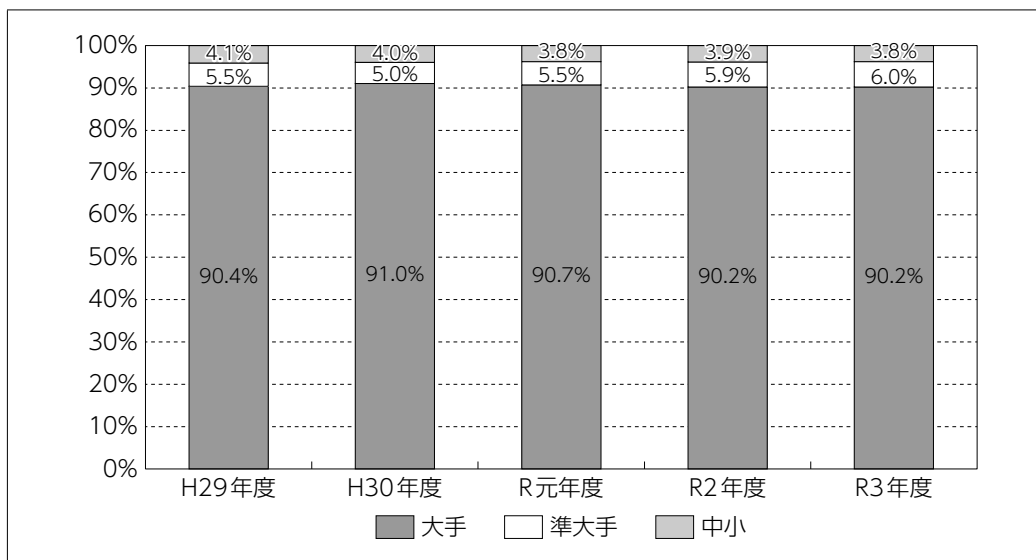
上場国内会社（3,866社、令和3年度末）の監査は大手監査法人の寡占状態となっており、会社数ベースでは約6割であるが、時価総額ベースでみると大手監

図表1 監査法人の分類別シェア（令和2年度）



(資料) 令和2年度の日本公認会計士協会の会員情報及び各監査法人から提出された業務報告書から集計。

図表2 会計監査人の規模別上場国内会社の時価総額の推移



(資料) QUICK、取引所データより審査会作成。

図表3 日本、米国及び英国での主要な上場会社における4大グローバルネットワークの監査業務シェア（会社数ベース）

	日本	米国	英国
4大グローバルネットワークの割合	97%	99%	93%

(注) 以下の株価指数に採用されている会社数を基にシェアを算出。

日本 日経225 米国 S&P500 英国 FTSE350

査法人の割合は約9割を占めている（図表2）。これは、時価総額の大きい会社ほど、業務の規模が大きく複雑で、かつ国際化が進んでいることから、その監査には多数の監査人員と多様な専門能力が求められることとなり、大手監査法人以外の監査法人では対応が困難であるためと考えられる。

なお、こうした大手監査法人の寡占の状況は、米国・英国でも同様であり、主要な上場会社における監査業務のシェアで見ると、日本97%、米国99%、英国93%（会社数ベース）となっている（図表3）。

また既上場会社のみならず、新規上場（IPO）会社に対する監査でも、大手監査法人のプレゼンスは大きい。令和3年12月期についてみると、大手監査法人は、新規上場国内会社125社（Tokyo Pro Marketへの上場を除く）のうち75社（60%）を監査しているが、準大手監査法人及び中小監査法人のシェアが増加する傾向にある。

一方、金商法又は会社法に基づく監査における監査法人の規模別シェアのここ数年の推移をみると、大手監査法人が73%程度で大きな変化はなく、準大手監査法人が微増傾向にある。

II. 審査会によるモニタリング

(1) 審査・検査等のスキーム（図表4）

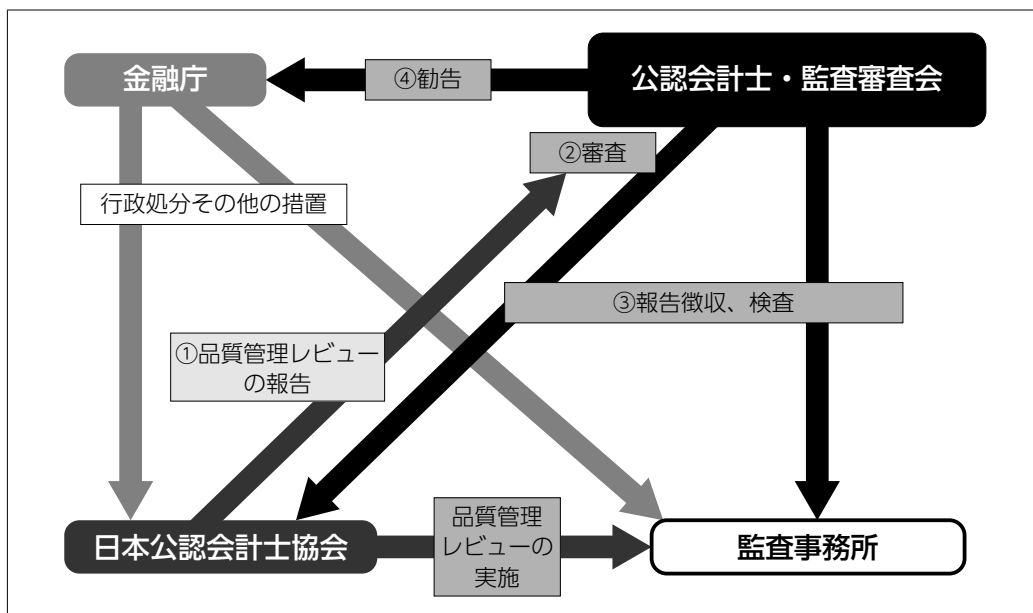
審査会は、その必要が認められる場合には、監査事務所や日本公認会計士協会（以下「協会」という）に対して、報告徴収や立入検査などのモニタリングを実施する。審査会による審査・報告徴収、及び検査の流れは次のようなものである；①審査会は協会から品質管理レビューの状況報告を受領、②協会が行う品質管理レビューや監査事務所が行う監査業務が適切になされているか審査、③その審査の結果、必要と認められた場合には協会や監査事務所等に対して報告徴収や立入検査を実施、④検査等の結果、必要と認められた場合には、金融庁長官に対し行政処分等の勧告を実施。

(2) 検査の実施状況（図表5）

審査会は、審査及び報告徴収の結果、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるときは、監査事務所等に対して検査を行う。また、協会の適正な運営を確保するため必要と認めるときは、協会に対して検査を行う。

監査事務所への検査の頻度は、監査事務所の規模により異なる。大手監査法人については、2年に一度検査（通常検査）を実施しており、平成28事務年度からは、通常検査の次事務年度に改善状況の

図表4 審査会による審査、報告徴収及び検査のスキーム



図表5 直近5年間の検査の実施状況（着手日ベース）

（単位：事務所数）

年度／事務年度	H29 ^(注1)	H30 ^(注1)	R元 ^(注1)	R2 ^(注1)	R3 ^(注1)
大手監査法人	4 (2)	4 (2)	4 (2)	4 (2)	4 (2)
準大手監査法人	2	1	2	2	1
中小規模監査事務所	3	5 (1)	3	4	4
外国監査法人等 ^(注2)	0	0	1	0	0
合計	9 (2)	10 (3)	10 (2)	10 (2)	9 (2)

（注1）括弧内はフォローアップ検査を実施した事務所数を内数として記載。

（注2）外国監査法人等に対しても、適宜、報告徴収及び検査を実施。

（資料）審査会検査結果より審査会作成。

検証を目的とするフォローアップ検査を実施している。なお、フォローアップ検査においては、その目的から、原則として個別監査業務の検証を実施しないこととしている。準大手監査法人については、原則として3年に一度検査を実施している。中小規模監査事務所については、品質管理レビューでの指摘状況等を踏まえ、必要に応じて検査を実施している。

検査において把握した不備については、

品質管理態勢の検証を通じて把握した不備と個別監査業務の検証を通じて把握した不備に分類される。品質管理態勢の検証を通じて把握した不備の特徴は、監査事務所の規模によって異なっており、大手監査法人では、本部品質管理部門と事業部との十分な連携、改善施策の監査現場への浸透状況や実効性の検証等が課題となっている。準大手監査法人では、組織的な対応のための体制整備を行ってきているものの、本部組織の機能強化や品

質管理に係る施策の監査現場への浸透状況及び実効性の検証等が課題となっている。中小規模監査事務所では、現行の監査基準が求めている品質管理や監査手続の水準に対する理解が不足している状況や、品質管理レビュー等での指摘事項に対して、同様の不備の発生を防止するために必要となる原因分析の深度と方法を十分に理解していないなどの状況がみられる。個別監査業務の検証を通じて把握した不備の特徴は、監査事務所の規模にかかわらず、会計上の見積りの監査に係る不備が最も多い。次いで、実証手続（分析的実証手続や詳細テストといった、重要な虚偽表示リスクに対し、取引種類、勘定残高及び注記事項に関して実施する監査手続）の不備が多いほか、不正リスクへの対応に係る不備も引き続きみられる。

検査では、把握した不備の原因についても、検査対象先である監査事務所との対話を通じて分析、共有することで、監査事務所の自主的な業務の改善につながるような検証を行っている。検査において把握した不備の事例やその原因は、監査事務所検査結果事例集に記述しているので参照されたい。

(3) 総合評価の記載

審査会は監査事務所に対して検査を実施した際、監査事務所の責任者に対して検査の結果を文書（検査結果通知書）で交付する。平成28年度の検査（通常検査に限る）から、審査会の評価を的確に伝えるとともに、被監査会社の監査役等が監査事務所の品質管理の水準について適

切に理解できるようにすることを目的として、検査先の業務運営の状況に応じた総合評価（5段階）を検査結果通知書の「特に留意すべき事項」に記載している。

総合評価は、①良好であると認められる（総合評価：1）、②改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）、③改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）、④良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）、⑤著しく不当なものと認められる（総合評価：5）、の5段階に区分している。④と評価した先に対しては、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施して速やかな改善を促し、⑤と評価した先については金融庁長官に対し行政処分等の勧告を行うこととなる。

(4) 総合評価の状況

平成28事務年度から令和3事務年度までの間に着手し終了した通常検査における総合評価の分布状況は（**図表6**）のとおりである。

総合評価のうち最上位の区分である「良好であると認められる」とした監査事務所はなく、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に応じて、「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる」以下の区分に分布している。中小規模監査事務所においては、大手・準大手監査法人と比べて総合評価の範囲の低い監査事務所が多いが、これは、中小規模監査事務所を検査する場合には、品質管理レビュー

図表6 平成28～令和3事務年度検査における総合評価の状況

(単位：事務所数)

区分（総合評価）	大手監査法人、 準大手監査法人	中小規模 監査事務所
良好であると認められる（総合評価：1）	－	－
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）	4	3
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）	5	6
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）	－	6
著しく不当なものと認められる（総合評価：5）	－	8

（資料）平成28事務年度から令和3事務年度の間に検査に着手し終了した監査事務所の総合評価を集計。

での指摘状況等を踏まえ、品質管理態勢等を早急に確認する必要がある監査事務所を主に選定しているためである。

(5) 審査会のモニタリングの視点及び

目的等（基本方針及び基本計画）

審査会は、モニタリングの目的やその達成に向けた考え方、各事務年度における重点事項等を公表している。令和4年4月より、審査会第7期（令和4年4月～令和7年3月）がスタートし、「第7期監査事務所等モニタリング基本方針」（以下「基本方針」という）を策定した（令和4年5月20日公表）。基本方針の概要は以下のとおり。

社会全体のデジタル化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大、ウクライナ情勢等の国際情勢の変化など、監査事務所をめぐる環境が急速に変化する中、当該環境変化を踏まえた効果的・効率的なモニタリングの実施を通じて、監査事務所自らによる監査の品質の確保・向上を継続的に促すとともに、監査事務所における監査の品質管理を含む業務の適正な

運営の確保に努める。特に、モニタリングの実施においては、①監査事務所におけるリスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入に向けた準備・対応状況や導入後における整備・運用状況の確認・検証、②監査品質の確保・向上が急務と考えられる中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行う。

上記基本方針を踏まえ、「令和4事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（以下「基本計画」という）を策定し、本レポートと併せて公表した。基本計画の概要は以下のとおり。

○モニタリング基本計画（検査以外の基本計画）

①協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

審査会は、協会の品質管理レビューの実効性の検証を行い、検証結果については意見交換等を通じて協会と共有し、監査の品質の確保・向上に向けた協会の対応等を促しており、上場会社監査事務所登録制度が法定化されたことも踏まえ、

品質管理レビューの実効性の一層の向上を促していく。

②報告徴収

大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、定期的に、業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を収集し、分析する。中小規模監査事務所に対しては、協会の品質管理レビューの結果等を踏まえ、監査事務所の規模や特性に応じた情報を適宜徴収し、分析する。また、自主的な監査の品質の確保・向上を促すため、必要に応じて、報告内容に関するヒアリングを併せて実施する。

③監査事務所に関する情報等の収集・

分析等

大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を通じて、法人の最新の業務管理態勢等に関する情報収集を行うほか、問題認識の共有を図る。中小規模監査事務所との対話についても必要に応じて実施する。

○検査基本計画

検査については、監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメントや、業務管理態勢・品質管理態勢の実効性のほか、不正リスクや会計上の見積り、収益認識、グループ監査に係る監査手続の実施状況等を全ての監査事務所に対する共通重点検証項目とした上で、以下のとおり実施する。

①大手監査法人

原則として毎年検査を実施する（通常

検査とフォローアップ検査を交互に実施。)。フォローアップ検査では、個別監査業務に対する検証は原則行わず、通常検査での指摘事項に対する改善施策の運用状況等について検証する（検査に代えて、報告徴収により、改善に向けた取組を確認する場合がある。)

検査においては、特に、品質管理部門による個別監査業務に対するモニタリングの実施状況や、IPO準備段階から監査人として関与していた場合を含め、被監査会社において不適切な会計処理があった場合における監査手続の不備やその原因に係る事後検証及びその後の改善対応の実施状況などに着眼して検証する。

②準大手監査法人

原則として3年ごとに検査を実施する。

検査においては、特に、トップを含む経営層の品質管理に対する認識や、品質管理部門と監査現場（事業部等）との連携の状況、品質管理部門による個別監査業務に対するモニタリングの実施状況に着眼して検証する。

③中小規模監査事務所

協会の品質管理レビュー結果等を踏まえ、監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要性を検討の上、検査を実施する。なお、上場会社監査の担い手としての役割が増大していることに鑑み、中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行う。

検査においては、特に、法令・職業倫理を遵守する組織風土の醸成に向けた取組のほか、社員・職員の職業倫理、独立

性や法令等遵守に対する認識などに着眼して検証する。

④外国監査法人等

外国監査法人等に対する検査については、報告徴収の結果等を考慮して、検査先の選定を行う。検査の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮するとともに、外国監査法人等が所属する法域の監査監督機関との間で、事前の協議等を行う。

Ⅲ. 監査事務所の運営状況

(1) 監査法人のガバナンス・コードを

踏まえた取組

監査法人のガバナンス・コードは、大手監査法人及び準大手監査法人の全てと、中小監査法人のうち9法人が採用している（令和4年7月1日時点）。同コードの各原則の適用状況を監査法人の規模別にみると、大手監査法人及び準大手監査法人では、①監査法人が果たすべき役割、②組織体制（経営機能）、③組織体制（監督・評価機能）、④業務運営、⑤透明性の確保の5つの原則を全て適用している。一方、中小監査法人では、全ての原則を適用しているところは少なく、特に原則③と原則⑤において適用しないとしているのがみられる。

本レポートでは、監査法人の規模によって差異がみられる原則③及び原則⑤について取組状況を分析しているが、本稿では、紙幅の関係から原則③に係る内容の一部とさせていただく。

原則③における独立第三者の知見の十分な活用に向けた取組では、監査法人の

組織的な運営や評価及び報酬に関する事項等について、独立第三者に適時かつ適切に必要な情報提供を行い、独立第三者からの意見を適時に受けることが重要となるが、大手監査法人では、監督・評価機関等の会議に独立第三者が参加することを通じて独立第三者へ情報提供を行い、意見を受けている例がある。また、内部委員等を通じて独立第三者へ情報提供を行い、独立第三者からの意見を受けるほか、最高経営責任者等との定期的な意見交換を行うための機会を設けている例がある。準大手監査法人では、独立第三者に経営執行機関の会議に出席する権限や資料要求の権限を付与するなど必要な情報提供の確保に留意している。中小監査法人では、内部の社員や少数の独立第三者から構成されることが多い監督・評価機関を設置している場合、当該機関を通じて独立第三者に情報提供を行い、経営執行会議において意見交換を行っているところが多くみられるが、提供される情報や出席する経営執行会議の範囲は各監査法人で異なっており、外部専門家の知見の活用の程度にはばらつきがみられる。

監督・評価機関の構成員に含める独立第三者については、各監査法人の規模やガバナンス体制、組織の課題の下で、期待される知見や経験を持つ者を選任する必要があるとともに、監査法人からの独立性に加えて、監査法人の被監査会社からの独立性についても考慮する必要がある。こうした中、大手監査法人及び準大手監査法人においては、一般事業会社の経営経験を持つ者の比率が高く、中小監

査法人では学識経験者又は弁護士を選任している状況がみられる。

(2) 会計監査人の異動

上場国内会社の会計監査人の異動状況を見ると、令和4年6月期（令和3年7月から令和4年6月まで）は236件と直近5年間で最も多い件数となっている。なお、令和元年6月期は、準大手監査法人同士の合併等による異動が多数含まれており、これを除くと、平成30年6月期以降、異動件数は増加傾向にある（図表7）。

異動状況を監査法人の規模別増減で見ると、大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所へ変更している傾向が令和4年6月期も継続している（図表8）。このような動きは、大手監査法人が監査契約の継続に際して、監査報酬が監査リスクに見合った水準か、監査リスクが継続可能な水準の範囲内か、業務遂行に必要な人員を確保しているか等につ

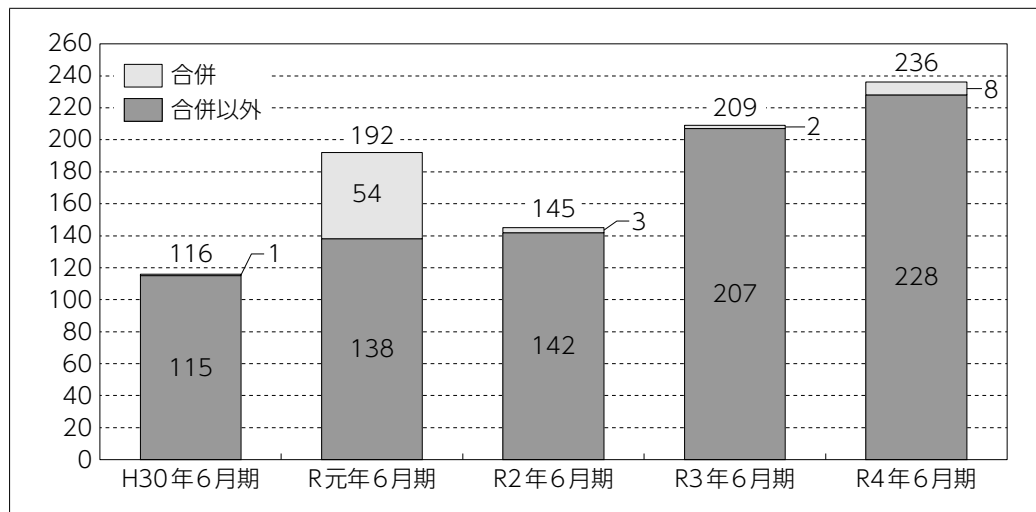
き、個別監査業務ごと、若しくは、法人全体としての分析を通じた業務運営を行っていることによるものと考えられる。

異動理由については、平成30年6月期は「任期満了」のみとするものが最も多く、実質的な理由が記載されていないケースが多いが、令和元年6月期以降は、「任期満了」としつつ、何らかの理由を加えるものが増え、「任期満了」のみとするケースが大幅に減少している。令和4年6月期においては、監査報酬の増額提示や継続監査期間の長期化等を異動理由に挙げているケースが多いほか、会社の事業規模に適した監査対応と監査報酬の相当性を他の監査法人と比較検討した結果、監査人の異動に至った旨を記載しているケースが多い（図表9）。

会計監査人の異動前後における監査報酬の状況を見ると、異動先の会計監査人の規模により監査報酬の増減の状況が異なることを把握した。より規模の大きい監査事務所への異動の場合には、監査報

図表7 監査事務所を変更した上場国内会社数の推移

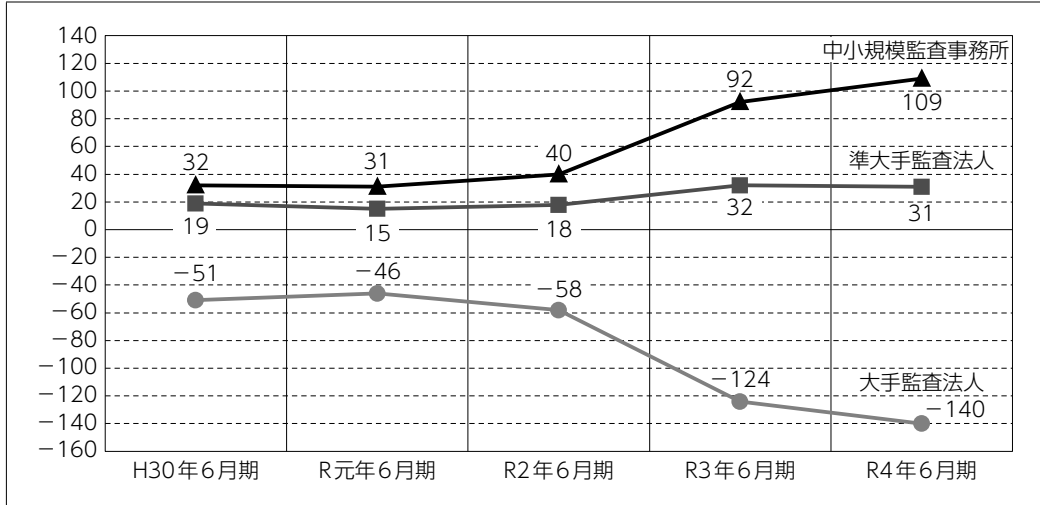
(単位：件)



(資料) 各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人を決定している会社数を集計。

図表8 監査事務所の規模別の異動状況（規模別の純増減の状況）

（単位：件）

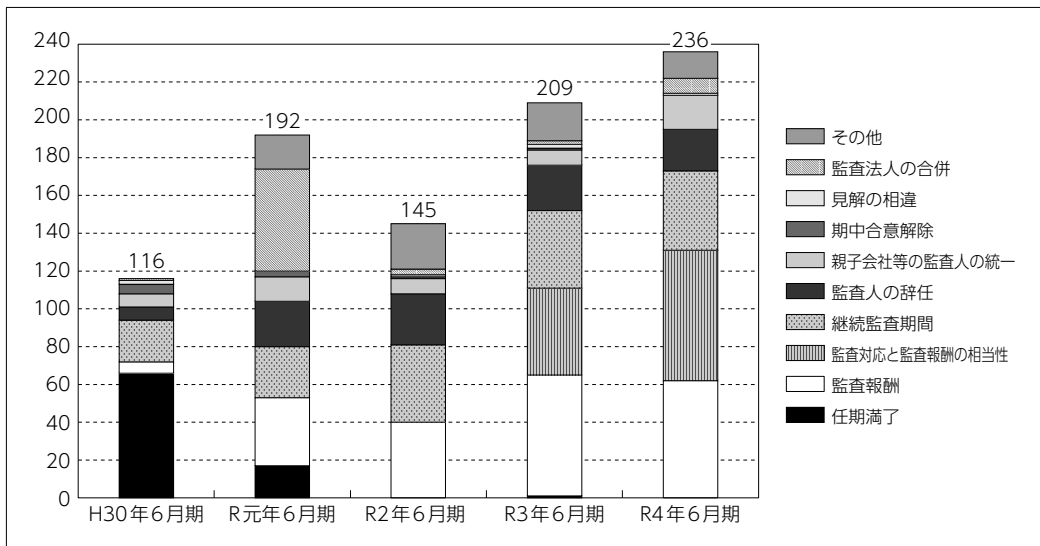


（注1）件数は純増減。

（資料）各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人を決定している会社数を集計。

図表9 上場国内会社の会計監査人の異動理由

（単位：件）



（資料）各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人を決定している会社数を集計。

酬が増加するケースが多い。同規模の監査事務所への異動の場合には、約4割のケース（56件中21件）で監査報酬が増加しているが、約4割のケース（56件中24件）で監査報酬が減少している。より規模の小さい監査事務所へ異動した

場合には、約7割のケース（133件中98件）で監査報酬が減少しており、特に大手監査法人から中小規模監査事務所への異動でみると、約8割の異動（81件中64件）において監査報酬が減少している。

IV. 監査をめぐる環境変化への対応

(1) 監査におけるITの活用とサイバー

セキュリティに関する取組状況

(ア) 監査業務におけるIT化の進展

監査業務におけるITの活用が一層進展してきており、大手監査法人や準大手監査法人では、所属するグローバルネットワークと共同で、又は独自に、ITを活用した監査手法の導入や開発を進めていることから、監査事務所がどのように監査手法を変化させてきているか、近年の方向性を紹介する。

①監査ツールの共通化

グローバルネットワークに所属する監査法人は、所属しているグローバルネットワークが提供する監査ツールを使用しており、当該監査ツールには、監査調書の作成等のほか、被監査会社とのデータ・資料の授受を安全に実施する機能などを含んでいる。また、研究開発・運用をグローバルネットワークが一括して行うことで、IT投資の効率化を図っている。

②作業の自動化

データ抽出から分析までをワンストップで行えるような監査支援ツールの導入が進められており、当該ツールにより、監査調書ドラフト作成等の自動化が進められている。

③データアナリティクスの高度化・広範化

監査支援ツールの導入により、被監査会社の全会計データを使った分析が可能となっており、監査計画時におけるリスク評価に使用しているが、今後は、監査

意見の形成に至る全ての監査プロセスで利用されることが見込まれている。

④事後的な監査からリアルタイム監査へ

監査業務の繁忙期への集中を避け働きやすい環境を作るとともに、よりリスク感度が高く不正の早期発見が可能な監査の実現のため、被監査会社の取引等を日々分析する監査手法（リアルタイム監査）の導入が検討されている。

こうした監査業務でのITの活用状況は、膨大なデータを有する大手企業を監査する大手監査法人において取組が先行している。

(イ) サイバーセキュリティに関する取組状況

海外の監査事務所を標的としたサイバー攻撃により、情報漏えい等のリスクは高まっている。このような状況を踏まえ審査会では、監査法人に対するモニタリングの中でサイバーセキュリティに対する取組状況を確認しているところであり、大手監査法人及び一部の準大手監査法人においては、情報セキュリティに関する基本方針の策定や、サイバーセキュリティ対応部門の設置等、共通の取組がみられる。

(2) 企業の海外展開への対応

(ア) グループ監査の状況

多くの企業が海外に子会社等を設立して現地国で事業を展開し、また、近年は海外法人に対するM&Aも増加している。それに伴い、海外子会社の管理態勢

の構築、複雑な経済取引の検討、会計基準の差異の対応等、企業が対応すべき課題は多く、さらに、重大な会計不正が海外子会社で発生する事例も多くみられる。そのため、グループ監査の重要性は一層増しており、監査事務所でも対応の強化を図っている。

(イ) グローバルネットワークとの提携の状況

大手監査法人、準大手監査法人及び一部の中小規模監査事務所は、海外展開を進める被監査会社のグループ監査を円滑に実施するため、また、監査マニュアル等のノウハウを利用するため、メンバーファーム契約等を締結し、グローバルネットワークに所属している。ただ、グループ監査が必要となる中小規模監査事務所の全てがグローバルネットワークに所属しているわけではなく、現地の監査人に監査手続を依頼することが一般的である。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響と対応

令和2年3月頃からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、いまだに継続しており、企業決算や監査等にも影響を及ぼしている。

審査会は、対話や報告徴収を通じて、監査事務所における新型コロナウイルス感染症の影響を把握している。具体的には、監査事務所の出勤対応に関して、大手監査法人及び準大手監査法人においては、出社率を制限するとともに、リモートワークを交えたハイブリッドな運営体

制となっている。一方、中小規模監査事務所においては、リモートワーク環境を整備しているものの、各監査チームに出社の判断を委ねているケースがみられた。

監査手続に係る対応の観点では、グループ監査におけるリモート会議システムの利用によるコミュニケーションが主流となっているほか、被監査会社の出社状況に応じて、監査チームメンバーの往査人数を限定するなどの対応をとっているケースがみられた。

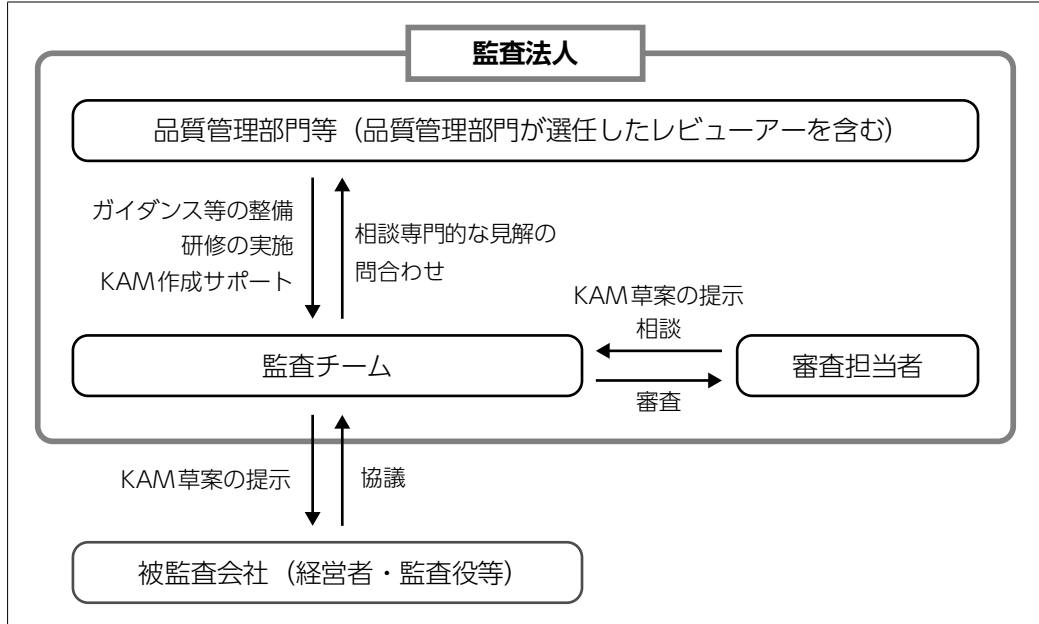
審査会では、新型コロナウイルス感染症の拡大も一つの契機として、「モニタリング実施方法の検討」を示している。令和3事務年度では、リモート検査に当たり、審査会事務局を主な検査会場とし、監査調書等の検査資料について電子媒体による提出や、オンラインにより一部の監査事務所の電子監査調書を閲覧するなど、オンラインによる方法を活用して行った。また、監査事務所の構成員に対するヒアリングでは、積極的にWeb会議システムを利用するなど、対面での会話や人の移動を減らす対応を行っている。

(4) 監査上の主要な検討事項 (KAM) の対応状況

監査の透明性を高め、監査に関する情報提供を充実させる観点から、令和3年3月期の決算に係る金融商品取引法監査より、監査報告書に「監査上の主要な検討事項 (KAM)」の記載が求められている。監査事務所の主な対応状況は以下のとおり。

大手監査法人及び準大手監査法人で

図表10 KAMの報告に係る監査法人の体制の一例



は、大手監査法人を中心に被監査会社とのコミュニケーションを含めた体制が整備されている（図表10）。

① KAM作成のためのガイダンス等の整備

- 監査チームがKAMを作成する際に準拠するガイダンスや記載例の策定・周知

② 研修の実施

- 適用事例の分析に基づく、KAMの好事例を解説する研修
- 実例に基づく、KAM導入に伴う財務諸表の注記や記述情報の開示に関する留意点等を解説する研修、など

③ 品質管理部門による監査チームのサポート

- 監査チームのKAMへの対応状況のモニタリングとそのフォロー
- KAMに関する相談会の定期的な開催、など

④ 審査・専門的な見解の問合わせ

- KAMを開示しない場合や継続企業の前提に関する事項をKAMとする場合など特定のケースにおいて、監査事務所本部による会議体形式の審査を要求、など